別表Ａ339の項を削る。

別表Ａ590の項１ロ及びハを次のように改める。

ロ　雄山ＶＯＲ（Ｎ34°04′Ｅ139°34′）

ハ　Ｎ33°10′Ｅ138°57′の地点

別表Ａ590の項３中「三宅島ＶＯＲから真方位60°53′及び50°53′」を「雄山ＶＯＲから真方位48°45′及び58°45′」に、「真方位325°53′及び145°53′」を「真方位323°45′及び143°45′」に改め、同項４中「三宅島ＶＯＲから真方位226°46′及び216°46′」を「雄山ＶＯＲから真方位214°21′及び204°21′」に、「Ｎ32°53′Ｅ138°10′の地点から真方位311°46′及び131°46′」を「Ｎ33°10′Ｅ138°57′の地点から真方位299°21′及び119°21′」に改める。

別表Ｇ581の項中１を削り、２を１とし、３を削り、４を２とし、５から７までを３から５までとする。

別表Ｖ16の項１中ハを削り、同項２中「真方位191°24′及び180°22′」を「真方位190°44′及び180°44′」に、「真方位304°08′及び124°08′」を「真方位275°44′及び95°44′」に改め、同項中３を削る。

別表Ｖ18の項ロ中「（Ｎ34°04′Ｅ139°34′）」及び同項ハ中「（Ｎ33°07′Ｅ139°47′）」を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二日から施行する。

○国土交通省告示第千百九号

長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　長崎空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　長崎空港内及びその周辺　長崎県大村市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第千百八十三号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導案内灯の項の次に次のように追加した。

風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の東約千メートルの位置及び北北西約二千五百メートルの位置

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始日　平成二十五年十一月十四日

○国土交通省告示第千百十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ＳＧＳジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階

二　変更する年月日

平成二十五年十一月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

千葉事務所　千葉県千葉市中央区新田町五番十号

名古屋事務所　愛知県名古屋市中区錦三丁目六番三十五号

○防衛省告示第二百十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十五年十一月十三日次のとおり決定された。

平成二十五年十一月十四日　　防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一一五	新田原飛行場	串間市	国有	土地：約一三、〇〇〇平方メートル 工作物：軌道等 平成二十五年十月十一日
三〇九〇	吾妻倉庫地区	横須賀市	国有	建物：約四四〇平方メートル 平成二十五年九月二十日
五一二一	築城飛行場	萩市	国有	建物：約四七〇平方メートル 平成二十五年七月八日
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有	土地：約三二〇平方メートル
			公有	土地：約四八〇平方メートル
			民有	土地：約九、五〇〇平方メートル 平成二十五年八月三十一日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	土地：約二二、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が通信施設用地として共同使用する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市、座間市	国有	土地：約六、九〇〇平方メートル 建物：約六一〇平方メートル 工作物：電信線路 陸上自衛隊が駐車場用地等として共同使用する。
三〇九七	深谷通信所	横浜市	国有	土地：約一三〇平方メートル（工事期間中）
			国有	土地：約四〇平方メートル（工事完了後）
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有	神奈川県警察本部が信号機用地として、及び東京電力株式会社が電柱等用地として共同使用する。
			公有	土地：約四、七〇〇平方メートル
			民有	土地：約二一〇平方メートル
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有	土地：約二、四〇〇平方メートル 沖縄県が河川改修工事を実施するための用地として共同使用する。 工作物：桟橋 海上自衛隊が桟橋として共同使用する。